

大学における学生参加型「平和学」講義の試み

安 斎 育 郎

1 緒言

日本でも大学における平和学の講義が数多く開講されるようになってきた。筆者も、立命館大学国際関係学部において、2回生以上を対象とする「平和学」（4単位）を担当している。2006年度は後期セメスターにおいて、週2回（水曜日4講時、金曜日1講時）、全30回の予定で行なわれ、約150人が受講した。

多くの学生が平和学を受講する機会をもつことは好ましい。しかし、こうした大講義の場合、平和教育の本旨に照らして、一つの本質的な問題にも直面せざるを得ない。平和教育の目的は単に「知識を供与すること」ではない。平和をめぐる実態とその原因、それらの諸問題を克服する方法などについて学ぶことは有意義なことに相違ないが、平和教育の目的としては十分とは言えない。平和教育が目指すべき最も重要なことは、「平和創造の主体形成」であると考えられる。非平和的な現実を単に「学習の対象」として見るのではなく、「変革の対象」として捉え、自らを「変革の主体」として意識し得る実践的教育を展開することである。しかしながら、大学の大講義では、学生参加型の授業展開によって平和創造に向けて実践的意欲を刺激し、問題解決のために何が出来るかを考える契機となるような取り組みを行なうことは容易ではない。

一人ひとりの受講生の感性に見合ったやり方で、平和創造の主体としての意識を刺激しつつ、問題解決への実践的な行動の可能性を考えさせるような教育実践は、通常の大講義では極めて困難である。この問題を解決する一つの方法は、受講生を10～20人規模に選抜き、演習（ゼミ）と同様の授業経営を試みることであるが、出来るだけ多くの学生が平和学の視点や方法を学ぶ機会を創出するチャンスを犠牲にすることになる。立命館大学国際関係学部の場合、平和学は例年大講義として150～200人規模で行われ、多くの学生が平和学という生成途上の学問分野の息吹に接する機会を保障しつつ、より実践的な教育は小クラス、すなわち、1～2回生については基礎演習クラスで、3回生以上

については特別演習（ゼミ）を中心に展開することとしているのが現実である。もちろん、それぞれの問題意識に応じて課外活動としての自主ゼミナールやサークル活動に取り組むことを奨励することも、広い意味での大学の教育政策に属することではある。

そこで、筆者は、平和学を大講義として展開しつつ、出来るだけ学生参加型の授業経営を心がけることによって、平和創造の主体形成の視点を刺激する方法はないかを模索しているのであるが、本稿において、2006年度後期セメスターで取り組んだいくつかの試みを紹介することとする。もとよりここに紹介する試みは「試行錯誤」に類することであり、現段階で何らかの積極的な評価の対象とすべき成果を得ているとは言えないことを断っておかなければならない。

2 平和学の講義の展開

（1）講義予定

2006年度後期セメスターで展開された「平和学」の講義予定は、以下のごとくである。

(1) 平和学の講義方針を説明する —「主体的学習者」への期待
(2) 平和とは何か？ —「戦争の対置概念」から「暴力の対置概念」へ
(3) 直接的暴力〈1〉直接的暴力としての戦争 —日本の「十五年戦争」を考える
(4) 〃 〈2〉ベトナム戦争の原因とそれを 終わらせた力
(5) 〃 〈3〉イラク戦争の原因とアメリカ の世界戦略
(6) 特 別 講 義：ルハニ・コール×広河隆一対談 (DAYS JAPAN展に寄せて)
(7) 直接的暴力〈4〉核軍備競争の歴史的展開 —暴力の極大化としてのビキニ水爆
(8) 〃 〈5〉核抑止力政策の歴史的変遷
(9) 〃 〈6〉核抑止政策の問題点を考える
(10) 〃 〈7〉驚くべき日本政府の核兵器政策 —被爆者訴訟での証言をもとに

(11)	〃	〈8〉『グラウンド・ゼロ』の鑑賞
(12)	〃	〈9〉『グラウンド・ゼロ』が告発する時代状況
(13)	特 別 講 義：シルヴィア・スモラーさん特別講義（杉原千畝ビザとユダヤ人）	
(14)	構造的暴力〈1〉国際平和ミュージアムの「平和創造展示室」	
(15)	〃	〈2〉発展途上国の貧困をもたらした歴史的原因
(16)	〃	〈3〉公害・地球環境破壊の構造的暴力性
(17)	特 別 講 義：わだつみ不戦の誓い（第53回「わだつみ像前集会」に寄せて）	
(18)	文化的暴力〈1〉戦時下の音楽・詩歌・俳句・絵画・落語等の文化を考える	
(19)	〃	〈2〉なぜ平和研究者がオカルト批判に取り組んできたのか？
(20)	〃	〈3〉テレビ時代劇、アニメなどに見る文化的暴力性
(21)	現代平和学の課題〈1〉：日本学術会議第19期平和問題研究連絡委員会報告より	
(22)	〃	〈2〉 〃
(23)	対立の根源 —「事実認識の違い」と「価値観の違い」の違い	
(24)	「ガラスの檻に幽閉17年」 —わが人生の被差別体験	
(25)	価値観の違いをどう調停するか？ —捕鯨をめぐる対立の本質を考える	
(26)	戦争を防ぐ手立てとしての人道的介入 —国連の平和維持活動の評価	
(27)	人が人を殺すということの意味を考える①（他殺・自殺・安楽死・死刑・暗殺など）	
(28)	人が人を殺すということの意味を考える②（他殺・自殺・安楽死・死刑・暗殺など）	
(29)	「平和学」の講義を振り返り、期末試験の方針を説明する	
(30)	期末試験	

第1講では「平和学」の講義の予定について説明するとともに、平和教育の目的が単に「知識の伝達」ではなく、「平和創造の主体形成」にあることを訴え、本講義においても、受講生の積極的・主体的な授業への取り組みの重要性をアピールした。

第2講は、この授業で取り扱う「平和」の定義について説明したものである。個別の研究者にとっては平和の定義は当該研究者の研究にとって有効な概念として規定され、一貫性を持っていればそれで足りるのが普通である。しかし、「平和学」や「平和教育」などを授業として展開する場合には、それぞれ「平和」の

名において何を扱おうとするのかを定めなければならないから、自ずから「平和の定義」が必要になる。ここでは（立命館大学国際関係学部の客員教授を3年間務めたことのある）ヨハン・ガルトウングの「暴力の対置概念としての平和」という広義の平和概念をベースにして授業を組み立てることを説明した。すなわち、平和を「人間能力の全面開花を阻害する原因としての暴力のない状態」と規定し、暴力を直接的・構造的・文化的暴力の視点から実態・原因・解決の方向性を検討する展開であることを述べた。⁽¹⁾

第3～13講は、基本的に直接的暴力の諸側面を扱ったものである。第11・12講の『グラウンド・ゼロ』の映画は、イギリスが1957年にオーストラリアのマラリンガで行なった核実験にまつわるサスペンス仕立てのオーストラリア映画で、直接的暴力としての核兵器開発と、アボリジニーズに対する構造的暴力が2重写しに重なっている興味深い教材として採用したものである。この映画の時代背景を解説することを通じて、1950年代後半における核兵器開発の国際関係学的な実態を説明する素材としても活用した。⁽²⁾

第6講は、筆者が館長を務める国際平和ミュージアムが開催した「地球の上に生きる2006 DAYS JAPAN フォトジャーナリズム写真展」に合わせ、フォトジャーナリズム大賞1位受賞者であるルハニ・コール氏と、『DAYS JAPAN』誌の編集長である広河隆一氏との対談を聞いて質疑に参加し、レポートを書く課題を課した。コール氏の話は内容的にはインド社会の男女差別を切り口とする構造的暴力に関するものであった。

また、第13講は、杉原千畝ビザに救われたユダヤ人シルヴィア・スモラー女史が福島県のアウシュヴィッツ平和博物館の招きで来日した機会を利用して授業に招聘したもので、内容については後述する。

第7～12講は執拗に核問題を扱っているが、これは筆者のもともとの専門が原子力工学であることとも関わっている。また、この時期には、たまたま実施された北朝鮮の核実験に関連してアンケート調査を実施し、その結果についても発展的に扱っている。したがって、この時期の授業は講義予定以上の膨らみをもったが、その内容については後述する。⁽³⁾

第14～16講は「構造的暴力」の諸側面に関する講義で、第14講目については、国際平和ミュージアムのリニューアルにともなって新たに開設された「平和創造展示室」の見学を通して課題を提起した。国際平和ミュージアムには、「平和のための戦史資料室」とも言

うべき900㎡余りの常設展示室に加えて、主として構造的・文化的暴力の実態やそれを克服するために取り組んでいる12の非政府組織の活動内容を紹介する「平和創造展示室」がある。この展示室のコンセプトや展示内容の検討に当たっては、国際関係学部の君島東彦教授（憲法学・平和学）のイニシアティブが発揮された。第14講のレポート課題は、展示されているNGOの活動についての考察を中心とするものである。

第17講は、「不戦のつどい実行委員会」が毎年12月に開催している「わだつみ像前集会」の機会に、大南正瑛・加藤周一著『わだつみ不戦の誓い』（岩波書店）を教材に、立命館からも約3,000人の学生が派遣された学徒出陣の背景を振り返り、「過去に現代を見、現代に過去を見る」立場から講じたものである⁽⁴⁾。

第18～20講は「文化的暴力」に関する講義である。

第21・22講は、それ以前に学んだ様々な暴力を念頭において、日本学術会議第19期の平和問題研究連絡委員会（委員長：岡本三夫、幹事：君島東彦・安斎育郎）が取りまとめた「現代平和学の課題」を扱ったもので、現代平和学がどのような問題に研究的関心を寄せているかの全体像を概観することを目的としている⁽⁵⁾。

第23～28講は、平和の問題を考える場合に常に重要な意味を有する「対立」の本質について考察するもので、第23講で「客観的命題（科学的命題）」と「主観的命題（価値的命題）」について基本的な概念整理を試みた後、筆者自身の生き越し方に関わる被差別体験を含めて、われわれが直面する対立の本質を考察したものである。第26～28講は「人が人を殺すという行為」の意味について考察し、人道的介入・自殺・死刑・安楽死などの問題を含めて検討したものである。

第29講は講義全体のまとめである。

（2）講義において心がけたこと

後述するように、学生参加型の授業経営を心がけたのとは別に、筆者自身による講義という形式をとる場合にも、筆者自身が「平和創造の主体」であるという視点を可能な限り意識し、筆者が現実社会と切り結んで取り組んでいる社会的活動などにも出来るだけ言及しながら、受講生が単に「教室における知識の吸収」以上の、現実社会との関わりにおいて学習内容を実践的に捉えられるように努めた。

例えば、筆者は「憲法9条メッセージ・プロジェクト」の代表を務めているが、憲法状況を筆者がどのように認識し、社会にいかなる発信をしているかについて、筆者自身も平和創造の主体の一人であることを示

す意味で、第1講の一部の時間を割いて「ご挨拶がてら、時局を論ず」と称して、以下のような話をした。

「憲法を守る」から「憲法で守る」への積極展開を！

- (1) 日本の安全保障上重要なのは食料・エネルギー・災害対策・自殺予防・医療・年金
- (2) 核超大国アメリカの「核の傘」に依存する唯一の核兵器実戦使用被害国日本の政府
- (3) もうひとつの日本の安全保障政策—もしも安斎育郎が総理大臣になったらこうする
 - ① 日米核安保体制を離脱し、非同盟・中立・非核原理の安全保障政策を確立する。
 - ② 平和・共生外交基本法をつくり、対等・平等・互恵・不可侵の平和条約を結ぶ。
 - ③ 憲法の「不戦・平和主義」と原子力基本法や非核3原則の「非核原則」を堅持する。
 - ④ 「武器輸出3原則」などの有効な諸原則を再確認し、内容的に強め、厳格に守る。
 - ⑤ 当面、自衛隊を「海上保安隊」（専守）と「災害救助隊」（非軍事）に再編する。
 - ⑥ 非軍事的国際貢献を推進する（国際貢献委員会・国際貢献研究所・国際貢献大学）。
 - ⑦ 平和研究を推進する研究環境をつくり、平和関連の国連研究所を日本に誘致する。
 - ⑧ 平和教育を初等・中等・高等教育で推進し、「平和創造の主体形成」に取り組む。
 - ⑨ 国際交流活動をあらゆる機会に積極的に進め、各国の人々との相互理解を進める。

もちろん、受講生に筆者の見解に対する同意を求めるものではなく、社会を変革の対象と見、自らを変革の主体と考えて対象に働きかける主体的な生き方を訴えかけるために他ならない。

また、例えば、次の資料は第3講のまとめとして第4講の冒頭に配布したものである。

前回の講義のまとめ

- (1) 戦争は組織的にして最大の直接的暴力であり、それによって敵・味方を問わず極めて多くの人々が自己実現の道を閉ざされる。
- (2) 直接的暴力としての大規模な戦争が起こる前には、それを正当化するための政治・経済・文化の各方面でさまざまな暴力が準備・実行される。学問・思想の抑圧もそうした兆候の一つである。
- (3) ある社会的規律の中で市民生活を送る個々の人間が必ずしも暴力的でなくとも、戦争という組織的な暴力体系に組み込まれると、人間

は時として常軌を逸した暴力的行動に走り、大規模に他民族を殺傷したり、蹂躪したりする。大量虐殺や慰安婦問題もそうした例である。

- (4) われわれが戦争という直接的暴力を望まないならば、その兆候（軍備の増強、自由の束縛、国家主義的な傾向の増徴など）を出来るだけ小さいうちに摘み取らねばならない。

第(4)項目に関連して、筆者自身が現代社会のありようについてどのように感じ、北朝鮮の核実験や政府関係者の核問題に関する発言についていかなる行動をとっているかを紹介する。例えば、北朝鮮の核実験については、筆者はマスコミのインタビューに応えるとともに、71、72頁に掲げた「国際平和ミュージアム館長声明」を発表したが、これも資料として配布し、解説を加えた。筆者は、教員自身が主体性を発揮することなしに、受講生に主体性の重要性を説得的に訴えかけることは非常に困難であると感じている⁽⁶⁾。

(3) 授業への学生参加の試み

①学生自身によるレクチャー

平和学に関連する以下のトピックスについて調べ、レジュメを用意して授業で10～15分を目安に発表する希望者を募った。報告者については「成績評価に加味する」旨をアナウンスした。

中性子爆弾、トマホーク、原爆症認定集団訴訟、尖閣諸島、モノカルチャー、未来バンク、ピースボート、枯葉剤被害、日本の自殺実態、死刑制度、安楽死、人道的介入、南京事件、女たちの戦争と平和資料館、遊就館、靖国神社、ブレトン・ウッズ・ガット体制

少ない項目で1人、多い項目では8人程の希望者があり、以後、授業の進展に合わせて順次発表の機会を作った。この「10分レクチャー方式」の採用には、以下のような狙いや効果がある。

- “Teaching is learning”の俚諺どおり、学生自らがその自発性において調べて報告することは、発表者にとって学習効果が大きいだけでなく、教員の補足説明と相俟って受講生にとっても新鮮味と親近感があり、傾聴度が大きいこと。
- 資料を調べ、知識を整理し、有効なレジュメを作り、理解し易いように説明する訓練の場となること。教えることの裏返しとして、教育における聴く態度の重要性について実践的に考える機会を与えること。
- 準備過程を通じて教員とのコミュニケーションを図る機会が増大すること。

- 平生は直接つながりのない複数の受講生同士が、互いに連絡しあい、分担と総合によって一つの報告にまとめていく過程を体験すること。
- 中国・韓国などの留学生も出席しているため、「尖閣諸島」「南京事件」「靖国神社」「遊就館」などについては、日本人だけの場合よりも広い国際的視野から問題を見ることが出来ること。
- 「遊就館」や「女たちの戦争と平和資料館」については、受講生から実際に訪問して調査する意欲も表明されたこと。
- 領土問題、死刑制度、安楽死などの「論争含みのテーマ」についての討論は「対立の本質」について考える契機を与え得ること。

②北朝鮮の核実験に関するブックレットの刊行

「平和学」開講中の2006年10月9日午前10時35分、北朝鮮が核実験を行なったことを紹介した。筆者は、まず、(イ)北朝鮮の核実験に関するアンケート調査を受講生に実施し、次いで、(ロ)核兵器に関するアンケート調査を実施するとともに、(ハ)『どう見る北朝鮮核実験』と題するブックレットの共同執筆を呼びかけた。これらはいずれも予定外のことであるが、現実世界で生起する平和に関する事案をテーマとして取り上げ、速やかに教育実践に活かすことは、受講生の関心の高さという面でも、社会と自らの距離を実感させるという面でも、非常に重要でもあり、有効でもある。以下、順次(イ)(ロ)(ハ)について説明する。

(イ)北朝鮮の核実験に関するアンケート調査結果

北朝鮮の核実験の4日後の2006年10月13日(金曜日)1講時の「平和学」の授業において、別掲の無記名アンケート調査を行なった(80人が回答)。

結果は、以下の通りであった。

〈設問1〉の「今回の北朝鮮の核実験について、どう思いますか?」に対しては、「反対」が74人(92.5%)で、「どちらとも言えない」6人(7.5%)、「賛成」と答えた者は0人だった。

〈設問2〉の「北朝鮮が核兵器をもつことについて、どう思いますか?」という問題に関しては、「絶対もつべきではない」が51人(63.8%)、「アメリカが核兵器をもっている以上、北朝鮮がもつのも理解できる」が20人(25.0%)、「小国の外交の手段としてはあり得る」が12人(15.0%)だったが、「もつのは当然だ」という答は皆無だった。

〈設問3〉の「日本の対応について、どう思いますか? (複数選択可能)」に対しては、「被爆国として核兵器

アンケート調査結果についての担当教員の感想

- (1) 北朝鮮の核実験については、「小国ゆえの外交手段という面があるので、どちらとも言えない」等とした少数の学生を除いて、予想通り、「反対」が圧倒的多数（92.5%）を占めた。
- (2) 北朝鮮の核保有については、「絶対もつべきでない」が約64%と多数を占めたが、同時に「アメリカが核兵器をもっている以上、北朝鮮がもつのも理解できる」とする意見が4分の1（25%）を占めたことは、意外に多い感じを受けた。世界最大・最強の核保有国が、自国の核兵器はもち続けておきながら、北朝鮮がもつことは許さないと主張していることの矛盾を、少なからぬ学生が意識していることが分かる。しばしば、この矛盾は、「ヘビースモーカーの親父が未成年の息子に『タバコは体に悪いし、他人に迷惑を及ぼすから吸うな』と説教しているようなもの」と譬えられ、「説得力のない話」の典型例とされている。
- (3) 複数回答で「日本の対応」について訊いた問いでは、予想通り、「被爆国として核兵器の非人道性をもっとアピールすべきだ」が77.5%と最も多く、「経済制裁などを強め、政策転換を働きかけるべきだ」が60%でこれに次ぎ、「ミサイル防衛技術を開発すべきだ」の約6%、「対抗上日本も軍事力を強化すべきだ」の約1%を大きく上回った。これらは、ほぼ予想通りの結果と考えられる。
- (4) 「国際社会の対応」については、「人道援助は続けながら、徹底的な非軍事的制裁を加えるべきだ」が46%と多かったものの、「人道援助の打ち切りを含めて、徹底的な非軍事的制裁を加えるべきだ」とする意見も26%を占め、「アメリカとの直接対話に道を開け」とする意見も22%強に及ぶなど、意見に幅が見られた。「人道援助は続けながら、徹底的な非軍事的制裁を加えるべきだ」という「人道的制裁派」に対して、「人道援助打ち切りも辞さず」という「非軍事的強硬派」と、「北朝鮮の要求にも配慮せよ」という「北朝鮮配慮派」はほぼ拮抗して存在するということだろうが、「非軍事的強硬派」の場合には、「核実験はキム・ジョンイルの暴挙であり、人道支援を必要とするような貧困層の国民はむしろ犠牲者ではないのか。彼らへの支援を断つことが問題解決にどう役立つのか」という問いに答える必要があらうし、「北朝鮮配慮派」の場合は、「外交上の要求を通すには強い軍事力が有効」という前例を作ることになるのではないかという批判に答える必要があらう。いずれにしても、「軍事的制裁も視野に強い対応」という選択肢を選んだ学生は2人だった。
- (5) 「今回の核実験が改憲世論を強めるか？」の問いには、ほぼ予想通り、約4分の3が肯定的だったが、約4分の1は「そうは思わない」との見通しを述べた。
- (6) 「日本の核武装を求める世論を強めるか」については、過半数（56%）が「そうは思わない」と答えているが、その背景には、被爆国である日本人は核兵器の非人道性をよく知っているの、たとえ隣国である北朝鮮が核実験をやっても、それくらいで日本自身が核武装の道を選ぶはずはないという思いが働いているようだ。近年、若い世代において「広島・長崎の風化」が叫ばれている折から、興味深い。
- (7) 『どう見る北朝鮮核実験』の共同執筆の意向を問うたのに対して、4分の1が参加意欲を示したのは意外だった。実際に本の執筆に取り掛かり、出版する段取りをつけることが私の責務だろう。

の非人道性をもっとアピールすべきだ」が最も多く62人（77.5%）、次いで、「経済制裁などを強め、政策転換を働きかけるべきだ」が48人（60%）だった。また、意見として、「アメリカと共同してミサイル防衛技術を開発すべきだ」が5人（6.25%）、「対抗上、日本も軍事力を強化すべきだ」が1人（1.25%）だった。「日本も核兵器をもつべきだ」とする回答は0だった。

〈設問4〉の「国際社会の対応について、どう思いますか？」という問いに対しては、「人道援助は続けながら、徹底的な非軍事的制裁を加えるべきだ」が最も多くて37人（46.3%）、次いで、「人道援助の打ち切りを含めて徹底的な非軍事的制裁を加えるべきだ」が21人

（26.3%）で、「北朝鮮が望んでいるようにアメリカとの直接対話の場をつくるべきだ」とする意見も18人（22.5%）あった。これに対して、「国際社会は軍事的制裁も含めて強い対応をとるべきだ」とする意見は2人（2.5%）にとどまった。

〈設問5〉の「今度の核実験で改憲を認める世論が強まると思いますか？」という問いに対しては、「思う」が42人（52.5%）、「強く思う」が17人（21.3%）で、両者あわせると59人（73.8%）となり、「思わない」の21人（26.3%）を大きく上回った。

しかし、〈設問6〉の「今度の核実験で日本の核武装を求める世論が強まると思いますか？」という問い

に対しては、「強く思う」 8 人 (10.0%)、「思う」 24 人 (20.0%) に対して、「思わない」が 45 人 (56.3%) と上回った。

〈設問 7〉の「安斎先生は 1998 年 5 月のインド・パキスタン核実験の直後、院生・学生と共同で『どう見るインド・パキスタン核実験』というブックレットを出版したことがあります。今度も“1 ヶ月で『どう見る北朝鮮核実験』という本を書く”と言ったら、共同執筆する意思がありますか?」という問いに対しては、25%に当たる 20 人が「ある」と答え、60 人 (75%) が

「ない」と答えた。

受講生には 10 月 18 日に調査結果を以下の「担当教員の感想」とともに知らせた。

担当教員としては、設問(7)に対する受講生の反応を受けて、直ちに『どう見る北朝鮮核実験』の出版準備(内容、出版社への相談など)に取り掛かるとともに、受講生がどの程度核兵器に関する知識をもっているかについて知りたいと思い、直後に「核兵器に関する無記名アンケート調査」を実施した。その結果は以下の通りである。⁽⁸⁾

「核兵器についてのアンケート調査」の結果

北朝鮮の核実験 (2006 年 10 月 9 日) のあと、立命館大学国際関係学部の「平和学」(担当: 安斎育郎) で「核兵器に関する無記名アンケート調査」を実施した。

- (1) 国際関係学部の学生諸君でも、核兵器保有の実態や日本の核兵器政策については意外に知らないということが明らかになった。核保有国を正答した人の割合が 17%にとどまったことは大変意外だった。
- (2) イスラエルが核保有国であるという認識が非常に低いことが判明した。アメリカはイラクに「大量破壊兵器疑惑」を投げかけて先制攻撃に踏み切ったが、イスラエルの核保有は黙認しているダブル・スタンダードはしばしば問題にされるところだ。
- (3) 非核 3 原則 (核兵器をもたず、つくらず、もちこませず) はかなりよく知られていることが判明した。安倍政権も厳守することを約束しているが、法律ではないため違反があっても誰も罰せられない。
- (4) 「憲法上、核兵器に関する規定は存在しない」という正答率は全体として 50%に満たなかった。「核兵器の保有を禁止」と答えた人が 3 分の 1 強いたが、憲法 9 条を念頭に置いたのかもしれない。しかし、それは政府の憲法解釈とは異なる。
- (5) 日本政府が「核兵器保有は違憲ではないが、持たないことにしている」という態度をとっていることを正しく答えた人は 37%弱にとどまった。
- (6) 国連総会での「核兵器使用禁止決議」に対する日本政府の投票行動が「棄権」であることを正答した人の割合は僅か 4 分の 1 にとどまった。

アンケートに答えた 106 人中、核兵器が使われた過去のケース (設問 2) について			
	正確に答えた人 (76 人 / 106 人) (71.7%)	正確に答えられなかった人 (30 人 / 106 人) (28.3%)	全体 106 人 (100%)
設問 1			
核保有国名正解率	18 人 (23.7%)	0 人 (0%)	18 人 (17.0%) ※
正解: アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮 (どの国が忘れられ易い?)			
イスラエル	54 人 (71.1%)	29 人 (96.7%)	83 人 (78.3%)
パキスタン	17 人 (22.4%)	12 人 (40.0%)	29 人 (27.4%)
インド	15 人 (19.7%)	10 人 (33.3%)	25 人 (23.6%)
イギリス	09 人 (11.8%)	11 人 (36.7%)	20 人 (18.9%)
フランス	08 人 (10.5%)	09 人 (30.0%)	17 人 (16.0%)
中国	13 人 (17.1%)	08 人 (26.7%)	21 人 (19.8%)
ロシア	05 人 (6.6%)	02 人 (6.7%)	07 人 (6.6%)
アメリカ	00 人 (0.0%)	00 人 (0.0%)	00 人 (0.0%)
設問 3			
非核 3 原則正解率	70 人 (92.1%)	19 人 (63.3%)	89 人 (84.0%)
設問 4			
核兵器の憲法での規定			
①自衛のための最小限度 の核兵器の保有は合憲	04 人 (5.3%)	00 人 (0.0%)	04 人 (3.8%)
②核兵器の保有を禁止	27 人 (35.5%)	15 人 (50.0%)	42 人 (39.6%)
③核兵器についての規定 はない。	42 人 (55.3%)	10 人 (33.3%)	52 人 (49.1%)
設問 5			
日本政府の態度			
①憲法上許されない。	30 人 (39.5%)	20 人 (66.7%)	50 人 (47.2%)
②憲法上 OK だが、 保有しない。	34 人 (44.7%)	05 人 (16.7%)	39 人 (36.8%)
③憲法上 OK だから、 保有を検討すべきだ。	07 人 (9.2%)	03 人 (10.0%)	10 人 (9.4%)

設問 6
核兵器使用禁止決議
への政府の投票行動

①賛成	36人 (47.4%)	20人 (66.7%)	56人 (52.8%)
②反対	09人 (11.8%)	01人 (03.3%)	10人 (09.4%)
③棄権	21人 (27.6%)	06人 (20.0%)	27人 (25.5%)

（注）設問 4～6 の「太字」が正解。

このアンケート調査では、設問 2 において、「これまで核兵器が実戦で使われたケースを書きなさい」と問い、「使われた年月日／使われた都市／使った国」を書かせた。正解は言うまでもなく、「1945年 8 月 6 日／広島／アメリカ」、「1945年 8 月 9 日／長崎／アメリカ」であるが、この間に正解した 71.7% の学生と不正解だった 28.3% の学生とでは、その後の質問に対する正解率に決定的な差が認められたことはやや意外の感を免れなかった。中学校で学んだであろう核兵器投下に関する基本情報を記憶しているか否かは、単なるデータの暗記以上に、その後のこうした問題に対する関心の持ち方や動機づけに関連していると思われた。

これらの調査結果（北朝鮮の核実験、および、核兵器に関する 2 つのアンケート調査結果）については新聞各社に送付し、広く報道して貰うことを要請した。その意図は、2 つある。第 1 に、隣国である北朝鮮がミサイル発射実験（2006年 7 月 5 日）に次いで核実験を実施するという状況のもとで、政府・与党関係者筋から非核 3 原則の見直しや日本自身の核武装に関する論議の解禁とも言うべき主張が取り沙汰されている中で、大学で平和学を学ぶ学生たちがどのような北朝鮮観、核兵器観、憲法観をもっているかを社会に知らせることは固有の意味があると考えられること、第 2 に、大学の授業と社会が「隔絶している」のではなく「つながっている」ことを受講生に意識させる上で、教室で展開されていることが社会的関心の対象としても意味をもつことを示すことは、教育的にも好ましいと思われたこと、である。結局、アンケート調査結果は『毎日新聞』に掲載された。

一方、20人の学生が共同執筆の意向を示した『どう見る北朝鮮核実験』についての執筆分担は、学生の希望に応じて割り振った。実際の執筆段階では担当者の組み替えもあったが、全体として計画通り執筆が進められ、筆者が必要な事実関係の誤りなどを修正して最終原稿を仕上げた。64頁建てのブックレットは最終的に『北朝鮮の核実験をどう見るか』という書名で、安斎育郎監修、リッツ・ピース・メッセンジャーズ著（「リッツ」は立命館学園の愛称“Rits”に由来）で 2006 年 12 月 11 日に刊行され、執筆に参加した 20 人の学生の氏名は、奥付頁に明記された。「平和学」開講中に生

起した社会的事案について学生と共同執筆で開講期間中に単行本を刊行した経験は初めてではあったが、1998年 5 月のインド・パキスタンによる核実験に際して、筆者および大学院ゼミ生 1 名、学部学生 1 名で『どう見るインド・パキスタン核実験』（かもがわ出版）を緊急出版した経験が基礎にあったため、刊行計画の実行には当初から成算はあった。

執筆に参加した受講生にとっては、知的活動の成果が出版物として世に出た最初の体験であり、それなりの達成感を味わったように思われた。当初、多くの学生にとっては半信半疑の出版計画だったが、結果として本は最初に呼びかけた 10 月 13 日から 2 ヶ月足らずで刊行が現実化したことによって、教員の経験と積極的提起と教育的指導、それに応える学生たちの意欲と努力があれば、実際に計画を完遂できるというある種の自信をも与えたように思われる。

なお、同ブックレットには、「平和学」の授業で行なった 2 つのアンケート調査の結果も反映させた。

③シルヴィア・スモラー教授との対話

2006年度後期の「平和学」開講途上で、杉原千畝ビザによってナチスの迫害を逃れてアメリカに渡ったシルヴィア・スモラー（Sylvia Smoller）氏の来日計画が伝えられ、急遽、授業計画の中に組み入れた。

スモラー氏は 1932 年ポーランド生まれのユダヤ人で、リストニア日本領事代理だった杉原千畝氏発行のビザによってナチスの迫害を逃れ、日本経由でアメリカに渡った体験をもつ。現在はニューヨーク在住で、アルバート・アインシュタイン医科大学で疫学および公衆衛生学部門の教授を務める医学博士である。

周知のように、1940 年、杉原は、ナチスの迫害を逃れてヨーロッパから脱出しようとしていたユダヤ難民 2,139 人に対し、外務省の訓令に背いて日本通過ビザを発給した。このビザによって命を救われたユダヤ人は、その家族を含めて 6000 人にのぼると言われており、今ではその子孫を含めて 40,000 人にも達している。

一外交官としては、その行為は権限を逸脱するものだったが、人々の命を救うために人道的見地に立つことを選び、領事館閉鎖命令が出た後も、自宅やホテルの部屋、出発する列車の窓からさえも、手書きのビザ

を発行し続けたと伝えられている。

今回は「アウシュヴィッツ平和博物館」(〒961-0835 福島県白河市白坂三輪台245) が企画した特別講演会「私を救ったビザ」(2006年11月4日(土) ホテルハマツ〈郡山市〉) のために同館の招きに応じて来日したものである。スモラー一家は苦労の末にソ連経由で敦賀に辿り着き、1940年末から1941年初春にかけて神戸に滞在していたが、その間観光で京都の清水寺を訪れた。今次来日に当たっては、思い出の地・京都を訪れたい希望があり、川畑康郎・嘉子夫妻の仲介で立命館大学での特別講義が実現した。川畑康郎氏は、立命館大学国際平和ミュージアムをベースに活動している「平和友の会」会長で、アウシュヴィッツ平和博物館を訪れた時スモラー氏の来日計画の一環としての京都訪問計画を知り、筆者に相談したものである。

スモラー氏の特別講義は11月3日(文化の日、講義日)の第1講時(9:00~10:30)であったが、講義室には学生や若干の市民など150人を越える聴衆が出席した。筆者の通訳でスモラー氏が70分ほど講演した後、次々と学生が英語で質問に立ち、それにスモラー氏が丁寧に対応した。スモラー氏は、「最近、アメリカの青年たちがおとなしくなった」との感想を漏らしていたが、国際関係学部の「平和学」受講生が活発に質問するのに感じ入っていたようだった。

受講生にはスモラー氏へのメッセージを英語で書くように呼びかけたが、多くの学生がこれに応じた。寄せられたメッセージはすべてスモラー氏に送付したが、メール・アドレスを明記した学生に対しては、同氏から次のような返事があった。

“I received the messages you wrote to me after the talk and I was very moved emotionally by your responses. I am proud to have these notes from you. The future is in your hands and I am happy it is in such good hands. It gives me hope that when there are young people as thoughtful and involved as you are, there may indeed come a day when we have world peace.”

Sylvia W. Smoller, PhD, F.A.H.A.

Professor, Dept. of Epidemiology and Population Health, Head Division of Epidemiology

Albert Einstein College of Medicine

もとよりスモラー氏の返信メッセージは謝意と激励の公式的な性格のものであるが、それにもかかわらず、受講生たちにとっては、ナチスの迫害の体験者の生の話を聴き、(英語での) 討論に参加し、感じたところを(英語で) 伝えてそれに対する返信メッセージ

を受けるという全過程を通じて、通常の講義とは異なる知的刺激を受けたであろう。スモラー氏に対する英語メッセージは強制ではないが、それにもかかわらず非常に多くの受講生が筆者の呼びかけに応えたところにも、そうした自発性が現れていたと思われる。

④捕鯨問題に関するディベートの試み

「対立」は国家間にせよ、民族間にせよ、個人間にせよ、暴力の行使に発展する恐れのある要素である。筆者は、第23講において「対立の根源—“事実認識の違い”と“価値観の違い”の違い」と題して「客観的命題群」と「主観的命題群」の相違を解説した。前者は「命題の真偽を事実や論理に照らして客観的に確定できる命題群」であり、後者は「命題の真偽が価値観に依存するため、人によって真偽の判定が異なる可能性のある命題群」である。無論、前者についても、事実関係が不明の過去の事件に関する命題群や、未来の出来事に関する命題群や、現在の事実に関する命題群でも情報不足で真偽を確定できない命題群など、一義的・客観的判断が出来ないケースがあることなども解説を加えたが、何らかの対立が生じた場合には、その原因が「客観的命題」に関する対立なのか、「主観的命題」に関する対立なのかを見究めることが、対立を考える根本問題であることを提起した。

その上で授業では、「捕鯨」「死刑」「安楽死」「人道的介入」など、受講生の間にも、あるいは、一般社会でも対立がある問題を取り上げ、こうした問題について考え、議論する機会を創出した。とりわけ「捕鯨」の問題については、希望した学生が賛否両論の立場に分かれ、模擬討論の形で問題提起することを求めた。⁽⁹⁾

論議が必ずしも活発に行なわれた訳ではないが、受講生には、「事実認識の対立」か「価値観の対立」かを絶えず意識して問題を考える視点の重要性が理解されたものと感じている。

おそらく「捕鯨」「死刑」「安楽死」「人道的介入」などについては、平和研究・平和教育に携わっている人々の間にも意見の相違があるに違いない。したがって、誰もが認め得るような客観的な答えが存在しないような問題領域であるが、それにもかかわらず筆者の「平和学」の授業ではこれらの問題を避けて通らず、「対立」が生じた場合の基本的な視点や考え方について検討する機会を創出することに意味があるとの観点から取り上げた次第である。無論、筆者自身がこれらの問題についてどのように考えているかについても講じたところであるが、この場合にも筆者の見解を絶対化す

ることなく、一つの見方として提起したつもりである。

3 結語

以上、「平和学」の展開における学生参加の機会創出についての試みを紹介したところであるが、以上のほかにも次のような試みを付加的に行なった。

時事問題に対する教員の社会的活動については、すでに憲法問題や北朝鮮の核実験に関する筆者の取り組みを紹介したが、この他にも、①日本平和博物館会議の討議内容（2006年10月21日、川崎）②日本原水爆被害者団体協議会（以下、「日本被団協」と略記）の創立50周年祝賀会での筆者の記念講演（2006年11月17日）、③広島市から委嘱されている国民保護法関係の「核兵器攻撃被害想定専門部会」での筆者の報告内容（2006年11月27日）、④元ロシアの情報将校アレクサンドル・リトビネンコ氏が放射性ポロニウム210によって殺害されたとの報道についての筆者の社会的活動（2006年11月下旬～12月）、⑤2006年12月1日に開設された「わだつみのこえ記念館」のオープニング集会における筆者の記念講演、などを紹介した。

①は、立命館大学国際平和ミュージアムも加盟している比較的大規模な日本の平和博物館の協議会における立命館の提起内容（北朝鮮の核実験という状況を踏まえ、日本の平和博物館が共同で核兵器の非人道性に関する展示会を開催しようと呼びかけ）を解説したもので、立命館大学もまた平和創造の主体として行動しようとしている姿を紹介することを目的とした⁽¹⁰⁾。

②は、2006年が原爆被爆者の全国組織である日本被団協が1956年に長崎で結成されて50年目に当たることから、2006年11月17日に東京で開催された祝賀会で筆者が行なった記念講演の内容を紹介したものである。被爆後60年以上を経過し、被爆者の平均年齢が74歳を越えているにもかかわらず、生存する25万人余りの被爆者の多くがなお後遺症に苛まれている現状を紹介し、日本被団協が提起している「原爆症認定集団訴訟」の争点を解説することを通じて、原爆放射線の長期的影響について説明を加えた。なお筆者は、これまでも松谷訴訟（長崎）、小西訴訟（京都）、原爆症認定集団訴訟（大阪、長崎）で証言しており、専門家としての知識と自らの価値観をベースに、社会的な問題の解決に貢献しようとする主体的な姿勢を受講生に例示しよう^{(11),(12)}と試みたものである。

③の問題は、国民保護法の関係で中央政府から各地方公共団体に検討が要請されている実施要綱の策定に関わって、筆者が広島市からの委嘱を受けて就任した

部会の活動に関する話題である。同部会の検討過程で、筆者は、「もし広島市に核攻撃が加えられた場合、国民保護の立場から広島市に何が出来るか」を評価する作業に関連して「電磁パルスの影響について」を報告したが、授業ではその内容を紹介しつつ、核兵器の影響として、爆風・熱線・放射線に加えて「電磁パルス」の深刻な影響が考察されるべきことを解説した⁽¹³⁾。

④は筆者のもともとの専門が「放射線防護学」であるため、テレビ・ラジオ・新聞各社から取材申し込みがあり、授業では事件に関する筆者の見解を紹介しながら、ガイガー・カウンターを用いた放射線計測のデモンストレーションを含めて、核放射線の障害性などについて解説した。このトピックスも、筆者が核・放射線科学をバックグラウンドとする平和学の専門家として、社会とどのように相互作用しながら生きているかを例示する意味をこめて取り扱ったものである⁽¹⁴⁾。

⑤は、2006年12月1日に日本戦没学生記念会（わだつみ会）が東京・本郷に「わだつみのこえ記念館」を開設した際、江戸東京博物館において記念集会が開催され、筆者が記念講演を求められた内容を紹介したものである。「いま戦没学生を振り返る2つの視線」と題して行なわれた記念講演の中で、「過去の戦争の合理化や肯定に反対し、また戦没者のことさらな美化、まして神格化に断固反対」する立場から戦没学生を振り返る「わだつみ会」の視線と、2006年8月に開催された「万世一系の皇統」を懐旧の念で想起する「第十二回全国戦歿学徒追悼祭」の視点を対比し、現在でもなお戦没学徒の見方にも対立する見方が厳然としてあることを提起したものである。このトピックスも、教員が平和研究者として社会にどう働きかけようとしているのかを示そうとしたものである⁽¹⁵⁾。

以上のような多様な試みに取り組みながら展開した「平和学」が、真に学生の「平和創造の主体形成」に役立ったか否かは未知数である。担当教員としての筆者が試みた授業経営は「独りよがり」に過ぎなかった可能性も否定できない。しかし、筆者は、教員が一方通行的に知識を供与するタイプの授業経営の方法を選択しようとは思わない。試行錯誤を続けつつ、「平和創造の主体形成」の達成度を評価する尺度の開発にも取り組む必要があると感じている。

現在、立命館大学国際平和ミュージアムは、世界唯一の大学立の平和博物館として、50万人を越える来館者、3000校を越える小中高等学校の参観、50回を越える特別展の開催、国際平和博物館会議・日本平和博物館会議・平和のための博物館市民ネットワーク・日本

学術会議平和問題研究連絡委員会の開催など、それなりの努力を続けてきた。立命館は2006年7月に「立命館憲章」を策定し、「平和と民主主義」の教学理念を受け継ぎつつ、「世界と日本の平和的・民主的・持続的発展のために貢献する」ことを宣言した。さらに、2007年～2010年の学園運営の基本を方向づける「学園中期計画」を策定し、国際平和ミュージアムのあり方について、平和のための社会開放型展示施設として発展するだけでなく、①全学の平和教育のセンター的機能を担い、②国際的な平和研究センターとしても飛躍⁽¹⁵⁾することを求めた。すでに国際平和ミュージアムには、展示セクター、平和教育・研究セクター、国際平和メディア・資料セクターの3セクターが設置されているが、平和教育の展開については平和教育・研究セクター（セクター長：君島東彦・国際関係学部教授）の管掌のもとで検討が進められつつある。同セクターは、現在、教学部と連携しつつ、立命館大学の平和教育の実態を総括することを試みるとともに、傘下の小・中・高等学校の教員も参加しつつ、より有効な平和教育実践のあり方を検討し始めている。こうした努力の延長線上で、筆者が本稿で紹介したような平和教育の試みも含めて、「平和創造の主体形成」に役立つ教育実践のあり方が開発されることを期待したい。

《注》

- (1) 安斎育郎「教職員のための教養講座」『クレスコ』（大月書店）No.64～No.69（2006）を資料として配布。
- (2) 安斎育郎「あなたは核兵器開発の非人間性が受け入れられるか」『シネフロント』174号（1991）に執筆したオーストラリア映画『グラウンド・ゼロ』の解説を教材に、直接的暴力としての核兵器開発とアボリジニズが置かれた社会的劣位という構造的暴力の関係を切り口とした。
- (3) 安斎育郎「核抑止論の虚構とブッシュ政権の核兵器政策」『立命館平和研究』第4巻（2003）を基調にいくつかの資料を配布し、核兵器の開発過程、核軍備競争の実態、核抑止論の問題点、北朝鮮の核実験などを取り上げた。
- (4) 加藤周一・大南正瑛『わだつみ不戦の誓い』（岩波書店）岩波ブックレットNo.339（1994）に収録されている加藤周一氏の講演記録「学徒出陣50年と日本の現状」（1993年12月9日）を資料として配布。
- (5) 安斎育郎教授定年退職記念編集委員会編『平和を拓く』（かもがわ出版）所収の岡本三夫「解題：日本学術会議・対外報告『21世紀における平和学の課題』」（2006）を資料として配布。
- (6) 安斎育郎編、リッツ・ピース・メッセンジャーズ著『北朝鮮の核実験をどう見るか』（かもがわ出版）2006

- (7) 前掲書、56頁
- (8) 前掲書、57頁
- (9) 捕鯨の問題を論議するための問題提起には、雁屋哲作・花咲アキラ画『美味しんぼ』第13巻「激闘鯨合戦」を利用している。
- (10) 日本平和博物館会議は1994年に結成された比較的大規模な平和資料館の協議体で、沖縄県平和祈念資料館、長崎原爆資料館、広島平和記念資料館、大阪国際平和センター、立命館大学国際平和ミュージアム、地球市民かなざわプラザ、川崎市平和館、埼玉県平和資料館の8館が加盟している。
- (11) 安斎育郎「原爆被爆者集団訴訟の争点とその背景」『平和を拓く』第3章（かもがわ出版）2006を資料として配布。
- (12) 安斎育郎監修、原爆症認定近畿訴訟弁護団著『全員勝った！—原爆症近畿訴訟の全面勝訴を全国に』（かもがわ出版）を紹介。本書は2006年5月12日に判決が下された原爆症認定訴訟の記録であるが、授業では、筆者自身が大阪地方裁判所で2005年10月1日に被爆者のために証言をした経験にも言及した。
- (13) 2004年6月、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が制定され、2005年度末までに、国の行政機関および全国の都道府県で国民保護計画が作成された。そこで広島市では、「核兵器攻撃被害想定専門部会」を設置し、被爆体験や科学的知見に基づく被害想定を独自に行い、被害の甚大さをあらためて明らかにすることとしたものである。授業では、この部会の委員としての筆者が、核攻撃に伴う電磁パルスの影響について報告した資料を教材とした。
- (14) ロシア元情報将校が放射性物質によって殺害されたと言われる事件については、筆者はなお疑問をもっている。放射能によって人間を確実に死に至らしめることは短時間では不可能である上、使用された量から推定されている40億円を越えると言われる価格からしても非現実的である。さらに、ポロニウム210のような特殊な放射性物質を使用することは、出所を特定し易いという問題も内包している。
- (15) 第十二回全国戦歿学徒追悼祭の案内状には、次のように書かれている。「本年は秋篠宮家に目度く悠仁親王殿下が御誕生なされ、予てより懸念致しておりました万世一系の皇統はより安定し、また、拙速なる皇室典範の改変も阻止され、天皇皇后両陛下をはじめ御皇族が御安泰でありますことを御同慶に存じ上げますと共に、皇國の國体永續を祈りつつ尊い命を捧げられた英霊たちが何よりも御安堵のことと存じ上げる次第でございます」。復古的な皇室崇拝、国体護持史観に基づく戦没学徒追悼の動きである。

（立命館大学国際平和ミュージアム館長）